

被災者支援備蓄物資及び備蓄倉庫整備に係る財政支援について

四国部会提出
説明担当 徳島市

(理由)

今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震をはじめ、近年の異常気象による風水害など、様々な大規模災害に備え、各自治体において防災体制の見直し等が進められている。その中でも、早急に取り組むべき課題の一つとして被災者支援備蓄物資及び備蓄倉庫の整備がある。

特に、南海トラフ巨大地震では、徳島県の被害想定によると、発生直後の避難所生活者は20万人以上に上るとされており、こうした被災者への食料や飲料水などの生活救援物資を迅速に供給するため、県と市町村では「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針」に基づき、それぞれの目標量を定め、平成30年度までに確保することとしている。

しかしながら、備蓄物資の調達には多額の費用を必要とし、消費期限のある食料や飲料水については定期的な更新が求められる。また、大規模災害発生時には道路寸断等により、避難所を含む周辺一帯の孤立も想定されるため、地域の状況に応じた必要量の確保に加え、これらの物資を保管する倉庫についても出来る限り避難所毎に整備し、備蓄物資の分散化を図る必要があり、多くの自治体にとって、その財源確保は極めて厳しい状況にある。

については、備蓄物資の計画的な調達・更新と、保管場所の確保・分散化を早急に進めるため、市町村が行う被災者支援備蓄物資及び備蓄倉庫整備に対する補助制度の創設など、国による積極的な支援を要望する。